

<バス対策部会委員>

1 都道府県

- ・愛知県都市・交通局交通対策課

2 関係市町村

- ・地域間幹線系統の沿線市町村（37市町村）

3 関係地方運輸局

- ・中部運輸局愛知運輸支局

4 公共交通事業者

- ・地域間幹線系統の運営主体となる運行事業者（名鉄バス株式会社、豊鉄バス株式会社、知多乗合株式会社、名鉄東部交通株式会社）